

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

防府市長 池田 豊

市町村名 (市町村コード)	防府市 (35206)
地域名 (地域内農業集落名)	上右田・下右田 (和田峪、田の口、沖田の口、唐臼、新町、上河原、塚原、片山一、片山二、右田市下、芝生)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年7月4日、8月22日 (第1～2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・耕作者数460戸、市内在住330戸、平均年齢74.7歳、認定農業者等 4法人、7人(平均年齢67.7歳)
- ・耕地面積142ha、経営体面積31.6ha、集積率22.3%
- ・農振農用地内:耕地面積92ha、経営体面積26.4ha、集積率28.6%
- ・中心経営体(11経営体)に多様な経営体を加えると、担い手は不足していないとの認識がある。
- ・基盤整備事業予定地区ではこれまで意向調査を行ってきたが、他の地区では意向を把握できていない。このため、この計画作成に当たっては、他の地区を対象に訪問を基本とした意向調査を行う。
- ・水稻を基幹に+αの経営が営まれているが、特徴として有機農業に取り組む農家が複数いる。
- ・上右田地区ほ場整備推進協議会において、基盤整備実施に向けた協議を進めている。
- ・基盤整備事業計画地区内で、認定農業者の共同による新たな農業法人の設立が検討されている。
- ・上右田環境保全会(活動範囲:約95ha)により、共同保全活動や農道・水路の部分補修などが行われている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・基盤整備後、高齢化等により耕作困難に陥る農地が発生すると懸念されることから、認定農業者等により新たな農業法人等を設立し、水稻+高収益作物の経営を行う。
- ・基盤整備エリアでは法人等経営体へ農地の集積・集約化を進める。
- ・兼業農家等多様な経営体の意向を把握し、地域農業の担い手と位置づけ、その活動を支援する。
- ・基盤整備を契機に高収益作物を導入するとともに、佐波川水系の取水時期等のずれを生かし、小島・川開作地区、奈美地区と大型農業機械の共同利用等を進め、大規模・低コスト化産地の形成に取り組む。
- ・地区外からの企業参入は想定していない。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	142 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	142 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

- ・農業振興地域を基本区域とし、その中でも農用地を中心に農地利用を積極的に進めていく。
- ・保全・管理等のエリアについては、地元で慎重な協議を積み重ね、必要な場合は適切に設定する。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・新規参入者や、中心経営体、多様な経営体が円滑に就農、規模拡大できるよう、農用地の集積・集約化を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・認定農業者に加え、多様な経営体が農地中間管理機構の事業をフル活用できるよう取り組む。また、借受農地管理等事業の活用などにより、より良い農地条件で営農を行えるように進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・上右田地区を北、南、中の3地区に分け、農業競争力強化農地整備事業を活用し、農地の大区画化、汎用化等を着実に進めていく。(南地区については、令和8年度の事業採択を目標とする。) ・南地区、北地区、中地区の順に事業を進めることとしており、北地区は令和10年度、中地区は令和12年度の事業採択を目標としている。 ・現在、施工地域の確定に向けて、南地区では名寄帳確認作業や営農構想の策定などの作業を進めており、令和12年度の中地区採択まで滞りなく、計画的に準備を進めていく。 ・設立予定の新法人では、水稻+高収益作物を作付ける。また、2年3作の作付けを進め、土地利用率140%を目指す。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・兼業農家等多様な経営体の意向を把握し、地域での活動の在り方を整理し、経営体の結びつきを強化する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> ・保全管理水田等については、農業公社等による農作業受託や農機レンタルの利用を促進し、耕作放棄地発生の防止に努める。 ・農用地区域内で安全に防除可能な圃場では無人航空機防除の作業委託を活用し省力化を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	
【選択した上記の取組方針】				